

## NEWS(PRESS) RELEASE

令和4年1月26日

福祉事務所 地域福祉課

<p>タイトル</p>	<p>「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」支給要件確認書の発送について</p>
<p>概要</p>   	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の制度として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付することとなりました。つきましては、下記のとおり対象者へ支給要件確認書を発送しましたので、お知らせします。</p> <p>なお、給付金を受けるためには、手続きが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発送日 令和4年1月26日（水）</li> <li>2 送付対象者 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である世帯 発送件数：6,799件 ※ 住民税が課税されているものの扶養親族のみからなる世帯を除く。</li> <li>3 給付金を受けるための手続き 原則、振込先口座番号の記載された「確認書」を送付しております。 ※ 口座番号の記載のない方もいます。 振込先口座に変更がなければ、確認欄（2箇所）をチェックし、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記載の上、同封の返信用封筒で市役所に返信してください。 振込先口座欄が空白の場合や、振込先口座に変更がある場合は、記入例に従い記入の上、添付書類とともに市役所に返信してください。</li> <li>4 その他 同給付金は、「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯」や「令和3年12月11日以降に支給対象となった世帯」も対象となります。（申請が必要です） また、DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、詳細につきましては、志摩市のホームページを確認いただくか、下記までご連絡ください。</li> </ol>
<p>お問合せ先</p>	<p>志摩市 健康福祉部 地域福祉課 臨時特別給付金対策チーム 野村、三橋 TEL 0599-43-5031 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp HP <a href="https://www.city.shima.mie.jp/kenko_fukushi/1641194842671.html">https://www.city.shima.mie.jp/kenko_fukushi/1641194842671.html</a></p> 